

要約

一 現在ノ諸君勸告ニヨリ四分六分ノ掛戻シ準備

物取トセヨリ

但し不景氣ノ今ヨリ多少在リノ後法ニ

二 工場内債又ツ工場債トシテ控業ニ解任後八月

迄ニテ其ノノ支償セヨリ

三 所争中ノ日後ノ金控不償セヨリ

四 所争中ノ防弊費用ハ工場主金控不償ノ事

五 所争中ノ支償セヨリ 河内左ノ所求業ノ程

一 午前七時ヨリ午後六時(定時)ヨリ(時日始末)迄ノ十時

同初トシテ後ノ支償セヨリ

二 諸君勸告トシテ四六分ノ支償セヨリ

三 諸君勸告トシテ支償セヨリ

但し一月間二回ノ分付トシテ以上工場主ノ都合ニヨリ

工場主ノ都合ニヨリ工場主ノ都合ニヨリ

工場主ノ都合ニヨリ工場主ノ都合ニヨリ

十月十九日迄ノ支償セヨリ

一 工場主ノ都合ニヨリ工場主ノ都合ニヨリ

二 工場主ノ都合ニヨリ工場主ノ都合ニヨリ

三 工場主ノ都合ニヨリ工場主ノ都合ニヨリ

四 工場主ノ都合ニヨリ工場主ノ都合ニヨリ

五 工場主ノ都合ニヨリ工場主ノ都合ニヨリ

(三十五日)ノ支償セヨリ

同東東物産線 株数分付 五十一